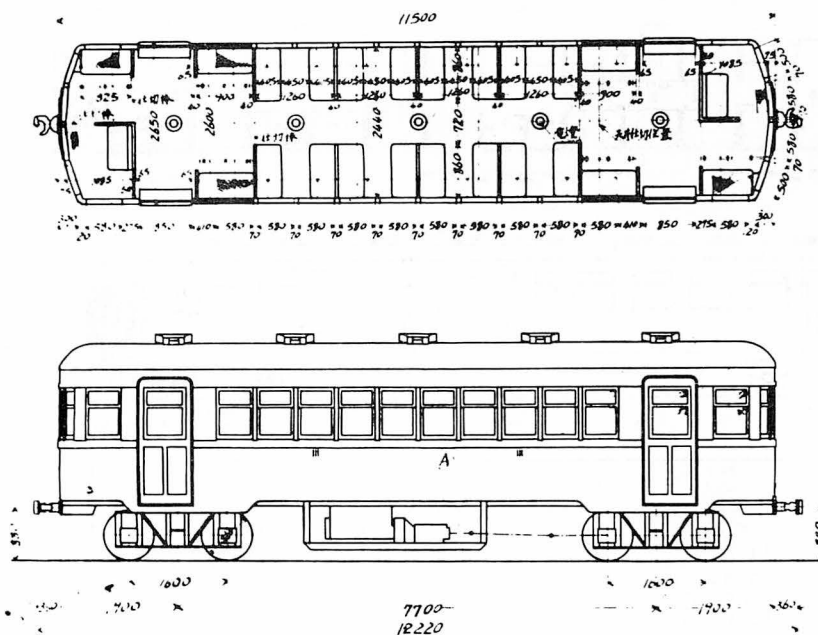
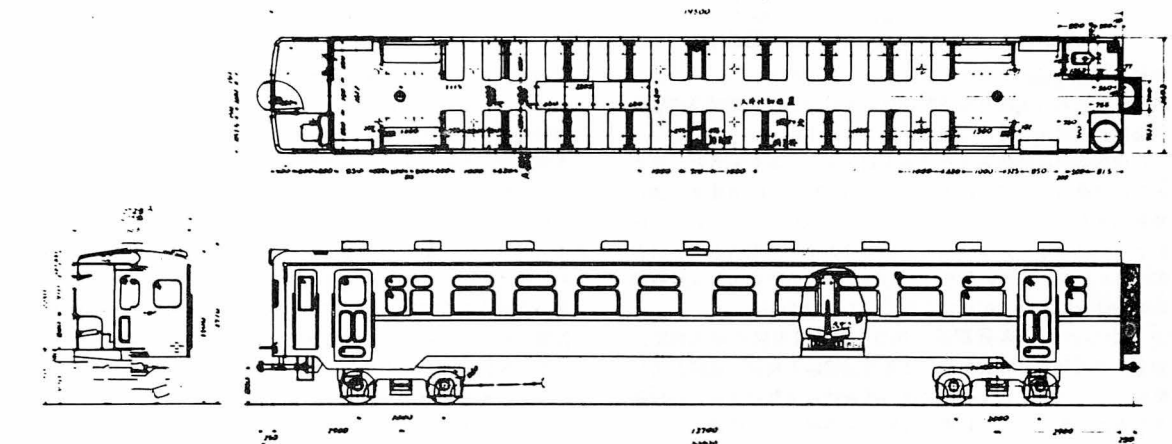




定員	座席42人 立席33人 計75人	機形式 連統定格出力	GHF 13 100HP/1300rpm
自重	約18.35t	変速機	歯車式
製造初年	昭和8年	逆転機	減速比 1:4.057
ボギー式	TR 26	最高速度	65 km/h
		ブレーキ装置	GP ブレーキ装置

キハ45000形式図(本文346ページ)



定員	座席 立席 計	76人 36人 112人	機形式 関連統定格出力	DMH 17 B 160 HP (1500r.p.mにて)
自重	約 30 t		液体変速機	シンコー TC 2 または ニイガタ DF 115
製造初年	昭和 29 年		逆転機	減速比 2.976
台わく形式	UF 224		最高速度(力行)	95 km/h
ボギー形式	DT 19 および TR 49		ブレーキ装置	空気圧縮機同期駆動装置 付 DA 1 空気ブレーキ装置 および手ブレーキ装置

現在では基準内賃金のうちのいわゆる労働を提供した直接の対価として受ける金額を基本給としている。これを支払形態からみれば月給または日給で表現されている額のこと、所定の労働時間に対する賃金である。これは官吏制度時代には判任官以上は俸給といって勅令で定められ、鉄道手以下については給料として各庁の長が定めていたものであるが、公務員法の制定と

ともに法律により定められた。

公共企業体移行後は日本国有鉄道法により予算の範囲内で給与準則を定めることとなった。この基本給は管理または監督の地位にある者等、すなわち参与・参事・副参事および技師等の設置に関する規程、役付医療職員およびとくに指定する船舶職員の俸給その他の取扱方について、および日本国有鉄道管理職